

令和2年度保険料率に関する参考資料

第 89 回全国健康保険協会運営委員会 (29 年 12 月 19 日)

発言要旨

(理事長)

- 平成 30 年度保険料率については、本委員会において 9 月以降 4 回にわたり精力的にご議論をいただき、委員長をはじめとする各委員の皆様には、厚く感謝申し上げます。
- 今回の議論に当たり、先ほどの資料 1 にも記載のとおり、協会の保険料率の設定には裁量の幅があり、財政状況の期間をどのように考えるかは選択の問題ではあるが、より中長期の財政見通しも踏まえながらご議論いただくため、委員の皆様からのご提案に基づき、今回は今後の保険料率のシミュレーションを新たに提示させていただいた。
- これを見ると、平均保険料率の 10%を維持した場合であっても、中長期的には 10%を上回るという大変厳しい結果となっている。このシミュレーションでは、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことや、団塊の世代が全て後期高齢者となっている 2025 年度以降も高齢者医療への拠出金が増大していくことが前提となっているが、医療費適正化等の保険者努力を尽くしてもなお、こうした前提は現実として直視せざるを得ない状況にあると考えている。
- 今回、運営委員や各支部の評議員の皆様からの意見では、平均保険料率 10%維持と引下げの両方のご意見をいただいた。従来から平均保険料率 10%が負担の限界であると訴えてきており、やはり中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていく必要がある。
- また、協会けんぽは被用者保険のセーアイネットとしての役割が求められ、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要があると考える。
- 以上を踏まえ、協会としては、平成 30 年度の保険料率については 10%を維

持したいと考える。

- なお、激変緩和率については、平成 31 年度末とされた現行の解消期限を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 30 年度は 10 分の 7.2 として 10 分の 1.4 の引き上げを厚生労働省に要望し、保険料率の変更時期については、平成 30 年 4 月納付分からとしたいと考えている。

- 最後に、来年度以降の保険料率についての議論のあり方について、一言申し上げたい。これまで 3 年間、財政的に余裕があるという恵まれた、しかし同時に議論が難しい状況において、翌年度の保険料率の議論を行ってきたが、先ほども申し上げたとおり、医療費の伸びが保険料のベースとなる賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造や更なる人口高齢化に伴う拠出金の増大は、容易に変わるとは考えられず、このため収支見通しが大幅に変わるとも考えにくい。

保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題であるが、私どもとしては、やはり中期、5 年ないし 2025 年問題と言われている以上、その辺りまで十分に視野に入れなければならないと考えている。3 回目の議論を終えるに当たり、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたいと考えている。

第 93 回全国健康保険協会運営委員会（平成 30 年 9 月 13 日）
発言要旨

- 本日は、幅広いご意見を頂戴しまして、本当にありがとうございます。
- 今回お話しいただいた、論点 1 の来年度（平成 31 年度）の保険料率についてどうするかというご意見の中で、そのことについては、やはり 10%、中長期的に考えても 10%維持のほうがよいという意見と、10%維持はよいが、今このような形で協会の準備金が積み上がっていると、その積み上がっている準備金を自らの団体であるとか、加入者や事業主に対して、10%維持が望ましいが、どう説明してよいかわからないのご意見もいただきました。やはり、これだけ積み上がっているのだから、引き下げてほしいのご意見も頂戴しました。
- 皆様の本当に素晴らしい様々なご意見を頂戴しましたが、昨年末にこの運営委員会でお話しさせていただきましたように、基本的には大きな変動がない限り、この料率に関しましては、中長期的に考えていきたいという基本は変わっておりません。
- これから、10 月、11 月、12 月に向けて、各支部でも評議会が開催されます。その評議会の中で、なぜ準備金が必要なのか、そして、どのようにして協会けんぽを長く安定的に維持できるのかということをきちんと話をさせていただきましたながら、本日、森委員と植岡委員からお話がありました。2040 年という本当に長期的なことも考えながら、私どもは安定的な運営をするために何をやっていかなければいけないのかというところを考えるとございます。
- 私どもとしては、これから、このように準備金が積み上がってきているという非常に恵まれた環境の中で、将来、先ほど推計としているような数字を述べさせていただいておりますけれども、最悪の場合、2021 年度から赤字に転じてしまうような財政状況の中で、その推計のようにならないように、保険者として様々な努力をし、その数字がもっと先に延びるようにする努力をする必要があると思っております。そういう努力をしていきますということで、大変長くなりましたが、基本的には中長期的に考えさせていただきます。そして、これからの各支部での議論において、きちんとお話しをさせていただきたいと考えております。

(参考1) 来年度以降の10年間(2029年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

5年収支見通し(令和1年9月試算)と同様の前提において、2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を10.0%~9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2029年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

〈5年収支見通し(令和1年9月試算)の前提〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
 - ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。
- 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

I 1.2%¹⁾で一定

II 0.6%²⁾で一定

III 0.0%で一定

注：1) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年における最大値(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)である平成30年度の値。

2) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年平均(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)を基本としつつ、平成21~23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

(参考1) 来年度以降の10年間(2029年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況
(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

- 今後の医療給付費については、次の通りとした。
- ① 令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
- ② 令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

(単位 %)

75歳未満 ¹⁾	2.1
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.2 ²⁾

注：1) 団塊の世代が70歳代へ移行している影響で、70～74歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、70歳未満と70～74歳に分けていた1人当たり医療費を75歳未満に改める。

2) 平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

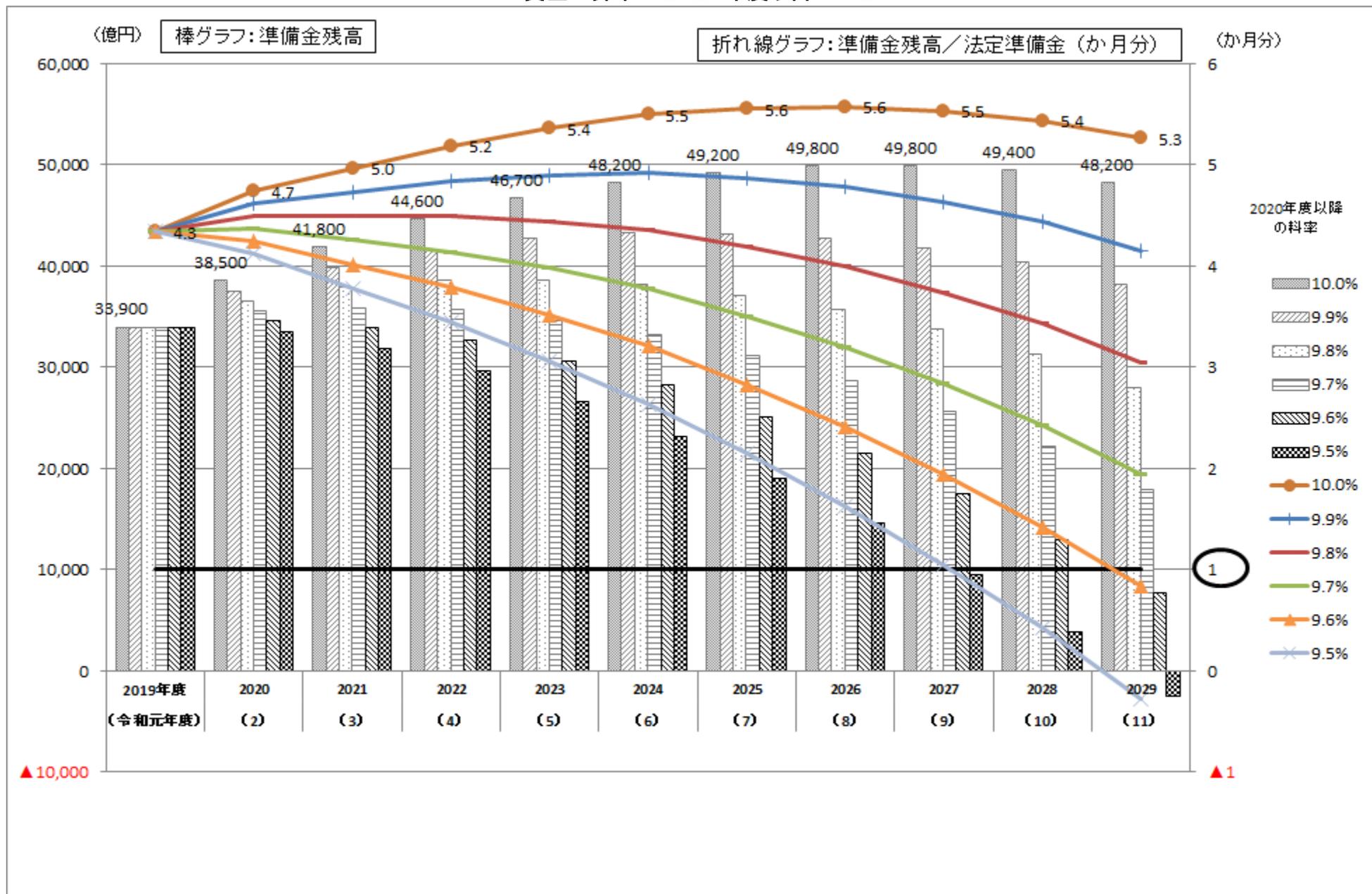
- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

<試算結果の概要>

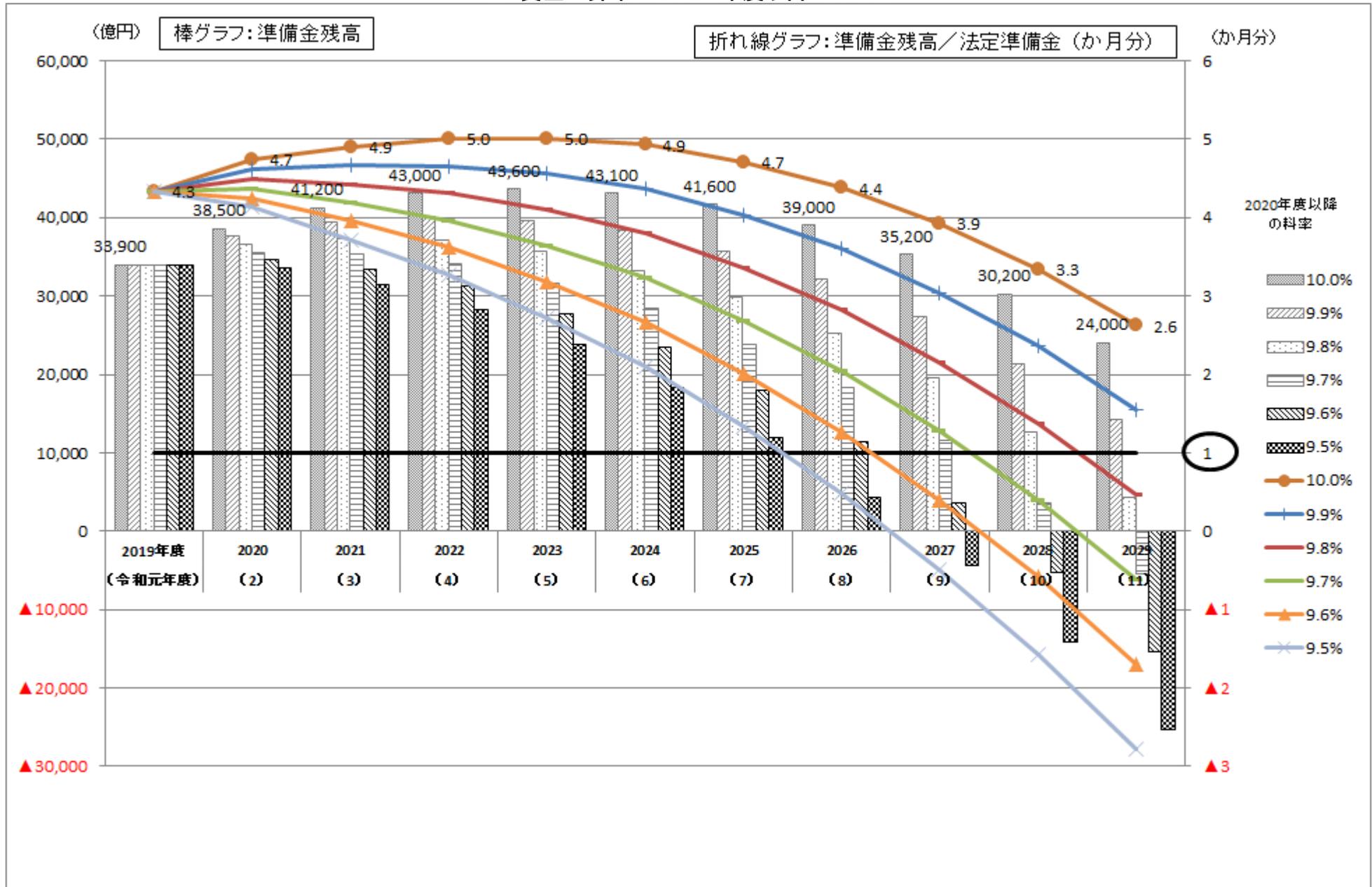
2021年度以降の賃金上昇率	平均保険料率10%維持の場合の準備金残高のピーク ¹⁾	2029年度における準備金残高が法定準備金を下回る平均保険料率
I. 1.2%で一定	2026年度及び2027年度	9.5%～9.6%
II. 0.6%で一定	2023年度	9.5%～9.8%
III. 0.0%で一定	2022年度	9.5%～10.0%

注：1) 平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。

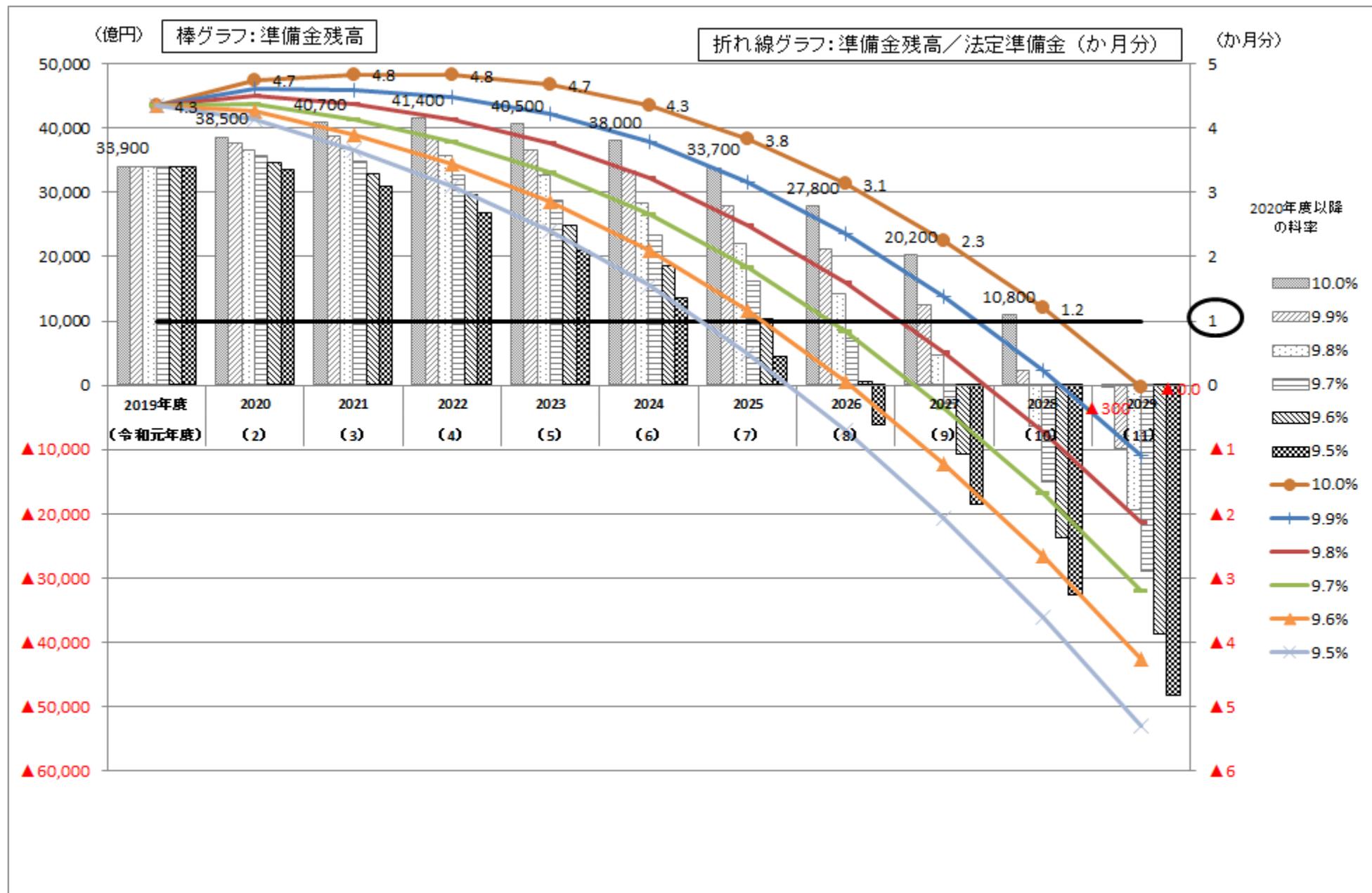
I 賃金上昇率：2021年度以降 1.2%



II 賃金上昇率：2021年度以降 0.6%



Ⅲ 賃金上昇率：2021年度以降 0.0%



(参考2) 今後の保険料率に関するシミュレーション

【シミュレーション方法について】

- 5年収支見通し(令和1年9月試算)と同様の前提において、2020年度(令和2年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で(※)、2029年度までの見通しをシミュレーションしたもの。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第五十三条及び第五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

〈5年収支見通し(令和1年9月試算)の前提〉

- 今後の被保険者数等については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
 - ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。
- 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

I 1.2%¹⁾で一定

II 0.6%²⁾で一定

III 0.0%で一定

注：1) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年における最大値(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)である平成30年度の値。

2) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の過去10年平均(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)を基本としつつ、平成21~23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

(参考2) 今後の保険料率に関するシミュレーション

- 今後の医療給付費については、次の通りとした。
 - ① 令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
 - ② 令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

(単位 %)

75歳未満 ¹⁾	2.1
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.2 ²⁾

注：1) 団塊の世代が70歳代へ移行している影響で、70～74歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、70歳未満と70～74歳に分けていた1人当たり医療費を75歳未満に改める。

2) 平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

- 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

【Ⅰ. 賃金上昇率:2021年度以降 1.2%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2029年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

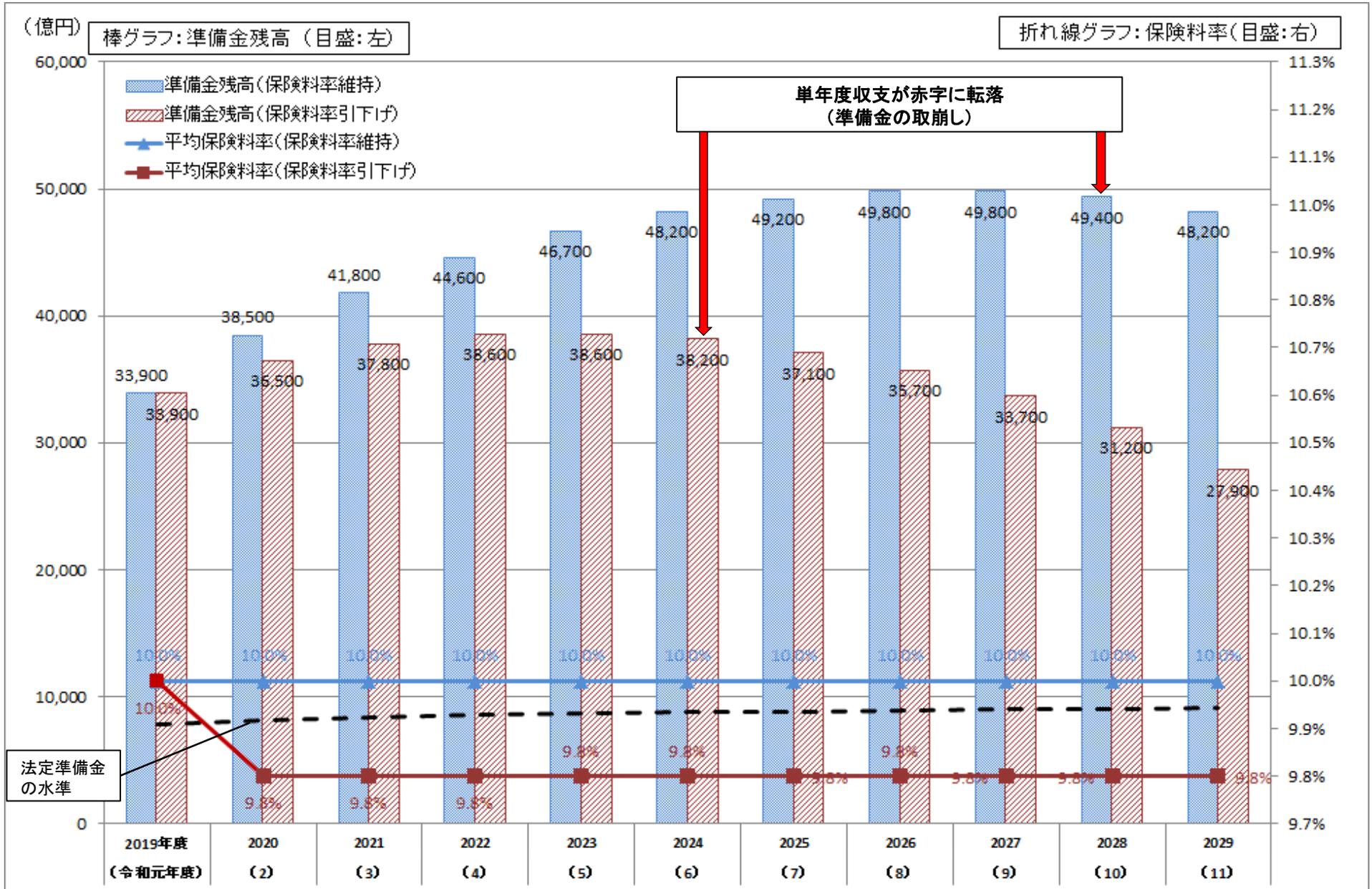
【Ⅱ. 賃金上昇率:2021年度以降 0.6%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2024年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2029年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ・ 仮に2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には10.3%に達する。

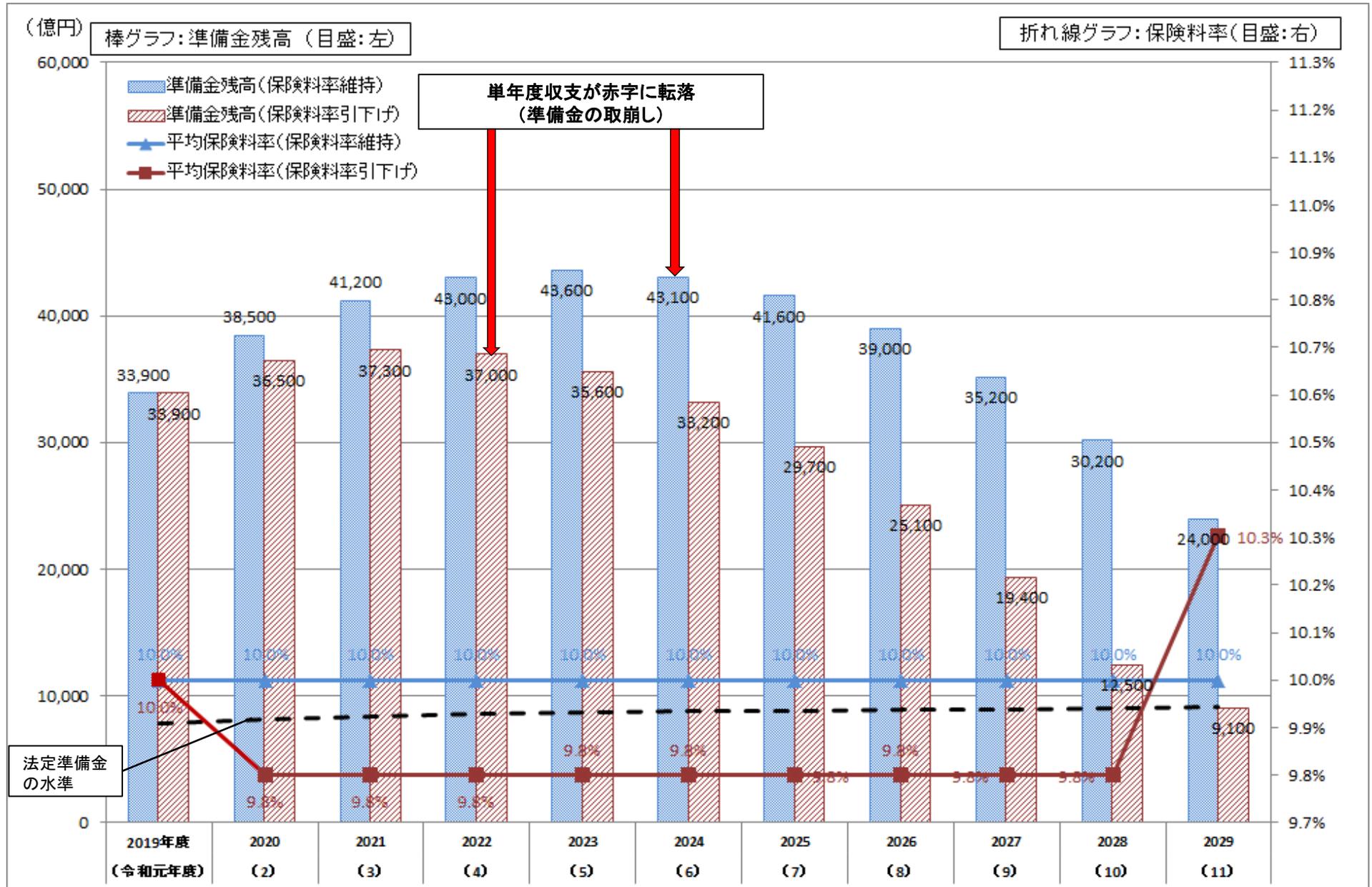
【Ⅲ. 賃金上昇率:2021年度以降 0.0%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2023年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には11.0%に達する。
- ・ 仮に2020年度(令和2年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは年々上昇を続け、2029年度には11.2%に達する。

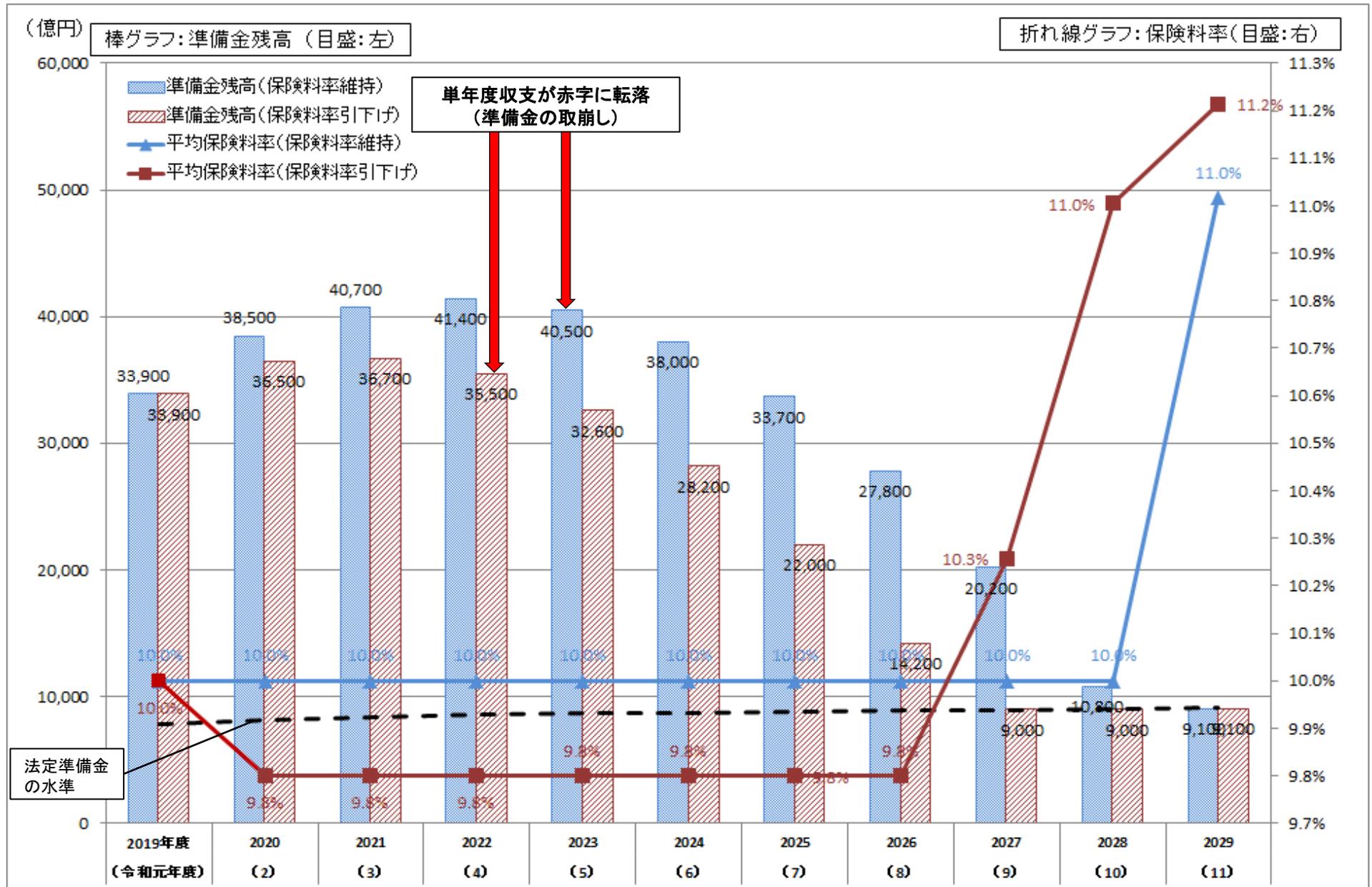
I. 2021年度以降の賃金上昇率・1.2%の場合



Ⅱ. 2021年度以降の賃金上昇率・0.6%の場合



Ⅲ. 2021年度以降の賃金上昇率・0.0%の場合



協会けんぽ(医療分)の平成30年度決算を足元とした収支見通しの前提

(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

	5年収支見通し	(参考1)10年試算(料率固定)	(参考2)10年試算(法定準備金維持)						
足元	平成30年度の協会けんぽ(医療分)の決算								
推計期間	2020～2024年度	2020～2029年度							
被保険者数等	① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計 ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計								
賃金上昇率	① 令和1、2年度については、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。 ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>I</td> <td>1.2%で一定</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>0.6%で一定</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>0.0%で一定</td> </tr> </table>			I	1.2%で一定	II	0.6%で一定	III	0.0%で一定
I	1.2%で一定								
II	0.6%で一定								
III	0.0%で一定								
加入者一人当たり医療給付費の伸び率	① 令和1、2年度については、令和1年度2.1%、2年度2.4%(消費税の引上げに伴う影響を含む)と見込んだ。 ② 令和3年度以降については、平成27～30年度(4年平均)の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均(実績)を使用した。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>75歳未満</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用)</td> <td>0.2%</td> </tr> </table>			75歳未満	2.1%	75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用)	0.2%		
75歳未満	2.1%								
75歳以上(後期高齢者支援金の推計に使用)	0.2%								
現金給付	給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。								
保険料率	① 現在の保険料率10%を据え置いたケース ② 均衡保険料率 ③ 保険料率を引下げた複数のケース	① 現在の保険料率10%を据え置いたケース ② 保険料率を引下げた複数のケース	2020年度(令和2年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げる。						

(参考3) 平成31年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見(青森支部)

支部長意見	評議会意見
<p>平成31年度 青森支部 保険料率 9.87% (引き下げ)</p> <p>◆意見</p> <p>青森支部の置かれている現状として、少子高齢化の進展や人口減少、加えて脆弱な地域経済と全国的にみても低い県民所得など大変厳しいものがあります。このような状況の中で保険料率が10%を下回り、かつ、今年度に比べ0.09%引き下げられる見込みであることは、県内の事業主・加入者にとって受け入れやすい結果であると考え承するものです。</p> <p>しかし、平均保険料率の検討にあたって、財政収支構造の赤字体質が解消される見込みがないことや、2025年問題が言われていることを踏まえ、中長期的視点で平均保険料率10.0%を限界水準と捉え今後も検討していくことについて異論はありませんが、都道府県単位の最高と最低の保険料率差が1%を超え、かつ、その料率差が年々拡大している状況を鑑み、保険料算定の仕組みに大きな課題があると考えます。</p> <p>よって、現状の結果が健康保険法の規定に基づく対応であるとはいえ、各支部とも医療費の適正化に向け真剣に取り組んでいる中で、保険料率の格差拡大の背景に地域における医療提供体制や加入者の受診行動など一朝一夕で改善できない要因もあると考えられ、協会けんぽとしてモラルハザードに抵触しない範囲での一定の対策を講じるべきと考えます。</p> <p>また、平成25年度以降、様々な理由があるにしろ結果として準備金残高が法令の1か月分を超え、かつ、年々残高が積み上がり、さらに、平成31年度収支見込でも法令上必要額の4.2か月分に積み上がる準備金残高について、法令の必要額と現状の準備金残高が大きくかい離している実態があることから、協会けんぽとして準備金水準についての見解を整理していくことが必要と考えます。</p>	<p>◇意見</p> <p><u>1. 平成31年度保険料率について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度の平均保険料率については、基本的に現状では10%は仕方がない。ただし、不確定要素もあるし、改善する余地もあり得るので、硬直的に10%を維持するということではなく、毎年見直す際に柔軟に検討していかなければならない。(評議会の意見) ・平均保険料率を考える上で、基本的なファクターや想定する数字は本当にこれだけなのかということが一つある。この資料の前提でシミュレーションを行えば、詰まるところ10%を維持するという話になると思う。そういう意味では、現状のファクターで考えれば10%は仕方がないというか、他に良い案はないのではないかという気がする。(事業主代表) ・足元の経済を見てみると、実際に労働力不足で賃金が上がっているのに、賃金上昇率はケースⅡの0.6%くらいで見ておくのが無難だと思う。その前提で保険料率を10%に維持すれば、10年間は法定準備金の1か月分をクリアできる見込みなので、安全側に振るとすればこれくらい必要なのかなという気がする。ただ一方で、準備金残高が積み上がる形となるので、毎年保険料率の見直しを行うのであれば、多少でも0.1%でも下げることも真剣に検討してもいいのかなと思う。(事業主代表) ・運営委員会での理事長発言要旨「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期的で考えるという立場を明確にしたい」について、中長期的とはどの程度の期間を意味するのか定量的な目安が必要ではないか。また、準備金残高の上限についても保険給付費等の支払いに必要な額の何か月分積み上げれば見直しを行うという定量的な目安が必要だと考える。今後、保険料率を議論するときの課題としてこれらの定量的な目安について議論を進めていただきたい。(事業主代表)

支部長意見

評議会意見

◇意見

・今までどおり、平均保険料率は10%を維持してもらいたい。(被保険者代表)

・従業員の立場としては、保険料率は現状維持か、少しずつでも低くなってほしいと思っているが、このような資料を初めて見たことで「目先のことで下がったのでよかった」ということではいけないと思うし、一般的に社員の皆にも話をしながら考えていかなければいけないと感じている。法定準備金については、実際に準備した分が使われることがあるのか。また、どのように活用されることがあるのか示してほしい。(被保険者代表)

・シミュレーションは現状の延長線上でいけばこうなるだろうということである。この後に想定外のことが起こることもあり得るし、改善するファクターがあり得ることも常に想定しておかなければならない。(学識経験者)

・2025年問題に対する政府の考え方はかなり甘い見積もりであると感じている。健康寿命を伸ばして、定年を延長して働く人を増やしてクリアしていこうという考え方であるが、健康寿命はそう簡単に伸びないし、高齢者の状態によっては就業者は簡単に増えていかない。そういう意味で考えると、現在の平均保険料率10%というのは下げるべきではない。一度下げると上がった時の負担感はかなり大きいというのが一般人の感覚である。下げることについては慎重にあるべきだと思う。(学識経験者)

・結局どの試算(数字)にしても、短期は良いけれども長期的には大変な方向になっている。平成31年度の平均保険料率は10%でよいと思うが、これだけ将来的に厳しい予測がある中で、保険料率や準備金残高について緩やかに改善していく知恵はないのか。(学識経験者)

2. 激変緩和措置について

・計画通り1.4/10ずつの解消でよい。(評議会の意見)

3. 変更時期について

・平成31年4月納付分からの変更でよい。(評議会の意見)